

社会福祉法人立川市社会福祉協議会費用弁償規程

昭和60年5月14日

規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、役員等に対する費用弁償について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 各種委員会委員及び各種部会部会員
- (5) 各種相談員
- (6) 苦情解決責任者及び苦情解決第三者委員（以下「苦情解決員」という。）
- (7) 削除
- (8) 削除

(出張に対する費用弁償)

第3条 役員等が会務のため出張したときは、順路によりその費用を弁償する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は、次に掲げるもののほか、職員の例による。

- (1) 鉄道賃 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、特別車両料金
- (2) 船賃 次に定める額
 - ア 旅客運賃の等級を区分する船舶を運行する航路による旅行の場合は、上級の額
 - イ 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合は、特別船室料金
- (3) 日当 東京都に存する島嶼の区域及び東京都外への旅行で片道25キロメートル以上のものについて別表に定める額
- (4) 宿泊料 別表に定める額

3 前項第1号に掲げる特別車両料金及び同項第2号イに掲げる特別船室料金は、特別車両料金を徴する客車又は特別船室料金を徴する船舶を利用することに特別の事情があると認められる場合に限り支給する。

4 第1項に規定する費用弁償の支給方法は、職員の例による。

(会議等に対する費用弁償)

第4条 第2条第1号から第4号までに掲げる役員等が調整会議、理事会、評議員会、各種の監査、各種委員会若しくは各種部会（以下「会議」という。）に出席した日、各種相談員が相談若しくは連絡会を行った日又は苦情解決員が職務を行った日に対して費用弁償をするものとし、その額は1,000円とする。

1の2 前項の場合において、同日に2以上の会議に出席し、又は相談、連絡会若しくは職務を行ったときは、これを1日とみなす。

2 当該費用弁償は、役員等が指定する金融機関口座への振込によって支給するものとする。

附則

この規程は、昭和60年5月14日から施行する。

附則（平成2年4月1日規程1号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附則（平成10年8月5日規程第3号）

この規程は、平成10年8月5日から施行する。

附則（平成11年4月1日規程第6号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則（平成11年12月21日規程第14号）

この規程は、平成11年12月21日から施行する。

附則（平成12年4月1日規程第6号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成12年5月30日規程第11号）

この規程は、平成12年5月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則（平成13年3月30日規程第24号）

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

附則（平成14年3月28日規程第6号）

この規程は、平成14年3月28日から施行する。

附則（平成15年3月18日規程第10号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成16年5月24日規程第1号）

この規程は、平成16年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則（平成20年3月18日規程第31号）

この規程は、平成20年3月18日から施行する。

附則（平成29年1月19日規程第19号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月15日規程第29号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

日当（1日につき）		宿泊料 （1夜につき）
片道25キロメートル以上 300キロメートル未満	片道300キロメートル 以上	
1,530円	2,600円	15,000円